

会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第31号

会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則（平成21年鳥取県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）別表第1の改正規定を次のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事の 事務部 局	本庁	部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） 防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。） <u>会計管理者（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</u> 理事監	1種	知事の 事務部 局	本庁	部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） 防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。） 理事監	1種
		防災監 次長（行財政改 革局自治研修	2種			防災監 次長（行財政改 革局自治研修	2種

所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。)

局長

総室長（政策企画総室、子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。)

防災局の副局長

（人事委員会が承認したものに

限る。）

県民室の室長
（人事委員会が承認したものに限る。)

行財政改革局自治研修所の所長
（人事委員会が承認したものに限る。)

衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。)

農業大学校の校長（人事委員会が承認したものに限る。)

農林総合研究所の所長

農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。)

農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会

所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。)

局長

総室長（政策企画総室、子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。)

県民室の室長
（人事委員会が承認したものに限る。)

行財政改革局自治研修所の所長
（人事委員会が承認したものに限る。)

衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。)

農業大学校の校長（人事委員会が承認したものに限る。)

農林総合研究所の所長

農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。)

農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会

略	略	が承認したものに限る。)	が承認したものに限る。)	
		農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)		農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)
		行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)		行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)
略	略	会計管理者	参事監	
		参事監	医療政策監	
略	略	略	略	
		略	略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。